

諮問事項第四について，第1回及び第3回会議で示された意見等の概要

1 検討に当たっての基本的観点について

犯罪被害者等は，刑罰権を国に譲渡したが，訴追権は自然権として有しているのであるから，これを検察官がどこまで代行することが許されるかという観点から議論すべきである。犯罪被害者等にどこまでの権利を認めるかという観点から議論するのは論理が転倒している。

犯罪被害者等が参加するということについて，現状においてどのような点が足りずに不満が生じているのか，ぜひ必要である点は何かを分析し，現行の刑事裁判の基本的な仕組みと調和した参加の方策を具体的に検討する必要がある。

犯罪被害者等は現行制度の下で刑事司法から疎外されて苦しんでいるという認識に立って議論を行うべきである。現行制度と合致しないから新たな制度は認められないというのでは，犯罪被害者等基本計画の趣旨に反する。

そもそも，犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与すべき理由，必要性があるのかという点から議論すべきではないか。

犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度を導入する必要があることについては，既に犯罪被害者等基本計画が策定される段階で議論されて結論が出ている事柄であり，それを前提に，どのような制度が適当か，その具体的な内容について議論すべきではないか。

2 刑事裁判における犯罪被害者等の地位や関与の在り方について

(1) 基本的な考え方について

検察官は公益の代表者であり，常に犯罪被害者等の要望に沿うこともできず，そのため犯罪被害者等が苦しむこともあるので，犯罪被害者等基本法の実現するためには，犯罪被害者等が検察官とは別の立場の訴訟当事者として参加するものとする必要がある。

検察官と被告人・弁護人の二当事者対立構造という現行制度の大きな枠組を維持しつつ，検察官を補助する関与者，又は検察官と共に犯人の処罰を求める関与者として，犯罪被害者等を位置付けるべきである。

犯罪被害者等を検察官を補助する立場での関与者と位置付けるだけでは，検察官が犯罪被害者等の望む訴訟活動を行ってくれない場合に，犯罪被害者等の要望が満たされないのではないか。

私人訴追を認めない以上，犯罪被害者等が加害者の処罰を求める権利を有しているとの前提を採ることはできず，犯罪被害者等の尊厳に基づいて，検察官が設定した訴因の枠内での一定の訴訟活動を認めるという考え方を採るべきである。

「被害に関する心情を中心とする意見を主体的に陳述することにより，刑事裁判

に「関与するという考え方」は、現行法の枠を出ておらず、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画の趣旨に沿わないのではないか。

現行刑事訴訟法の60年の蓄積や、近く裁判員制度の施行を控えている状況を全体的に把握した上で、我が国にふさわしい制度は何かを考える必要がある。

直接関与の制度については、犯罪被害者等への援助を含めて検討するとともに、犯罪被害者等の立ち直りのプロセスの一環としても位置付けるべきではないか。

犯罪被害者等の支援に携わった経験から述べれば、混乱・疲弊していて刑事裁判に参加する気が起こらない犯罪被害者等も多いのが実情であり、すべての人が積極的な参加を希望しているわけではなく、また、参加が可能であるにもかかわらず行わないことについて自責の念を持つ者も出てしまうのではないか。

(2) 国家が犯人を訴追し、刑罰を科すという現行法の原則との関係

近代の刑事法が刑罰権や訴追権を国家に帰属させているのは、私的復讐を公的な刑罰に昇華させることにより報復の連鎖を断ち切って社会秩序を維持するためであり、犯罪被害者等が処罰を求めて加害者と対峙する仕組みを作ることは、この歴史に逆行し、好ましくないのではないか。

犯罪被害者等が刑事裁判に関与して加害者の処罰を求めることは復讐とは全く異なっており、これを許さずに沈黙していることを犯罪被害者等に強いることは、犯罪被害者等を苦しめるものである。

(3) 事案の真相の解明や迅速な裁判といった刑事訴訟の基本的な目的や機能との関係

現在の日本の刑事裁判は、検察官と被告人の二者対立構造を前提に組み立てられており、犯罪被害者等が検察官とは別個に訴因の設定や主張・立証を行うものとする、刑事裁判の審理や争点が複雑化し、適正・迅速に刑事裁判を行うことが困難になる場合があるのではないか。

検察官の起訴した公訴事実の同一性の範囲内又は訴因の枠内でのみ犯罪被害者等が訴訟活動を行うことができるものとするれば、それほど裁判が複雑化することもないのではないか。

(4) 検察官と犯罪被害者等の関係について

犯罪被害者等の直接関与の制度を設ける前提として、検察官と被害者の意思疎通を充実させるための枠組も検討すべきである。

検察官は、犯罪被害者等の求めがある場合には犯罪被害者等と相談して適切に対応するものとし、その上でどこまで犯罪被害者等が直接的に訴訟活動を行うものとするかを検討するのが現実的である。

犯罪被害者等が刑事裁判への参加を求める根本には、被害を受けたのは自分であり、加害者を裁く手続に参加できないのは悔しいという点がある。検察官に頼めばいいというだけでは、犯罪被害者等の思いからも犯罪被害者等基本法第18条の趣旨からもかけ離れたものとなる。

3 具体的な関与の内容について

(1) 資料2 4の3において例として挙げた各モデルについて

犯罪被害者等は、真相の究明、名誉の回復、立ち直りのために、検察官とは別の立場で刑事裁判に参加する必要がある、Aのモデルが適切である。

A又はBのモデルのように被害者に検察官とは別個の関与を認めなくても、犯罪被害者等の要望を実現する方法として、現行の意見陳述を拡充したり、検察官が気付かない点を指摘して法廷で示すことを認めるといった様々な工夫が考えられ、Cのモデルの内容を具体的に考えるのが適当である。

Cのモデルが適当であるが、「一定の訴訟活動」の内容は様々に考えられる。

犯行動機や犯行に至る経緯等で、検察官は重視しなくても、犯罪被害者等は主張・立証したいことがあり得るので、Cのモデルのように「検察官の事実に関する主張・立証の範囲において」との限定を加えるのは狭きに失しており、Bのモデルの下で、例えば、犯罪被害者等が、検察官の設定した訴因を前提として、検察官の同意を得て、証拠調べの請求を行うことができるものとするのが適当である。

精密司法から核心司法へという現在の刑事司法の方向性を考えると、Bのモデルのように、検察官が必要と考えない事項について犯罪被害者等が主張・立証を行うことを認めるのはこれに逆行するのではないか。

精密司法から核心司法へという方向性ととともに、犯罪被害者等の声を聞くという方向性もあるのだから、前者を理由として犯罪被害者等に主張・立証を認めることを否定することはできないのではないか。

(2) 個別の訴訟活動について

(ア) 出席・在廷

犯罪被害者等の在廷は最低限認められるべきである。犯罪被害者等が傍聴席に置かれていることは、刑事司法からの疎外の象徴である。申出者多数の場合など、例外的に認められない場合は別として、原則在廷を認めるべきである。

犯罪被害者等が自分の目で裁判の成り行きを確かめたいということは正当な要求である。また、犯罪被害者等が、裁判の成り行きをみながら、これからどのような活動を行い、あるいは検察官にどのような要望をするかを判断するためにも、在廷は欠かせない。在廷の場所はバーの中とし、犯罪被害者等自身の証人尋問がその後に予定されている場合には制限することができるなどの要件の下に、在廷を認めるべきである。

犯罪被害者等の在廷を認めると、被告人が萎縮し、防御活動を行ったり真相を語ったりすることが難しくなるのではないか。

犯罪被害者等が在廷することが被告人にプレッシャーを与え防御活動を萎縮させるとの指摘があるが、主たる防御活動は弁護人が行うのであるから不当なプレ

ッシャーとはいえないし、事案に応じ在席の位置の工夫等により問題を解決できるのではないか。

(イ) 被告人質問・証人尋問

被告人等が犯罪被害者等にとって許せない発言をしている場合には、検察官に要望すれば適宜反論・弾劾等を行ってもらえるのが通常であると考えられるのであり、犯罪被害者等が質問した方がよい場合にのみ検察官に代わって質問する制度を設ければ問題は解決するのではないか。

犯罪被害者等がとっさに検察官と打合せができるわけでもなく、被告人や証人が嘘を言っている場合に反論のためにその場で質問したい場合もあるので、犯罪被害者等が被告人質問や証人尋問を行うことを認めるべきである。

例えば、被告人質問については、検察官の事実に関する主張とは別に行うことができるものとし、証人尋問については、検察官の事実に関する主張の範囲内で行うことができるものとするなど、訴訟活動ごとに範囲を定めることも考えられるのではないか。

犯罪被害者等が検察官の事実に関する主張・立証の範囲を超える質問を行い得るものとする、審理の複雑化や混乱も起こり得るのではないか。

(ウ) 証拠調べの請求

(1)の から までの意見のほか、

犯罪被害者等が、検察官の同意を得て、証拠調べの請求を行うことができるものとするにより、検察官と犯罪被害者等の意思疎通も密になるという効果があるのではないか。

証拠調べの請求のような積極的な訴訟活動については、裁判の迅速、適正、充実を考えると、犯罪被害者等が直接行うよりも、犯罪被害者等の求めがある場合には、検察官が犯罪被害者等と相談して適切に対応することを基本とし、その上で、どこまで直接的な形で犯罪被害者等が訴訟活動を行うものとするかを考えていくことが現実的ではないか。

(I) 意見陳述

法廷で意見を陳述することが立ち直りの効果を持つことも指摘されており、意見陳述の範囲を広げたり、心情に限定されない意見の陳述を認めたり、犯罪被害者等の最終弁論を認めたりすることも考えられるのではないか。

あらかじめ犯罪被害者等が検察官と十分打合せを行う機会を確保した上で、検察官が論告する場合に犯罪被害者等も意見を述べるができるという制度も考えられるのではないか。

(オ) 訴因の設定

犯罪被害者等が殺人で起訴されるべきと考える事案が傷害致死で起訴される例もあるので、公訴事実の同一性の範囲内で訴因を設定する権利を犯罪被害者等に

認めるべきである。

犯罪被害者等が独自に訴因を設定することとなれば，審理の対象が増えることにより，刑事裁判が複雑化することは避けられない。

私人による訴追が認められない以上，訴因設定権を認めることもできないと考えられる。

我が国の検察官の起訴が慎重であるため，時として犯罪被害者等からは不満もあるのかもしれないが，無罪の可能性があるような事件の起訴をすべきでないとの考え方は我が国の法文化に根付いており，この点は我が国にふさわしい制度を設ける上で考慮する必要があるのではないか。